

令和8年度 桜江中学校いじめ防止基本方針

江津市立桜江中学校

〇はじめに

学校生活の中で、生徒が自己実現を図っていくためには、いじめが絶対にあってはならない。しかし一方で、「いじめはどの子どもにも起こり得る」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ことも事実である。この認識を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員で組織的に取り組むことが求められる。生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができる人権感覚を醸成し、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくりが必要となる。

そこで、本校は「どんな小さないじめも初期段階から見逃さない学校」、「多様性を認め、思いやりを行動に表す生徒、教職員」をめざし、国の基本方針に基づき「桜江中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1. いじめ未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

未然防止の基本として、生徒が安全で安心な学校生活を送るためには、周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりが不可欠である。その第一歩として、生徒の集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係・支持的な学校風土をつくるのが大切であるとする。

(2) いじめ未然防止のための措置

① いじめに向かわない態度・能力の育成

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成していくために、生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付け、いじめを生まない環境づくりを行うことが未然防止に必要である。道徳教育や人権・同和教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、多様性を認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

② 支え合い高め合う学習集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係などのストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていく。また、安心して失敗のできる支持的な雰囲気の中で、一人一人が活躍できる学習集団づくりを心がけ、自己有用感や自己肯定感を育む。

集団づくりにおいてはQ-Uテスト等を活用し、学級の状況を多方面からとらえるとともに、具体的な改善策を考えて取り組むようにする。

③ いじめを許さない生徒集団づくり

生徒会が中心となって「相手の気持ちを考えて行動しよう」という人権宣言を行うなど、人権・同和教育の観点から、生徒には一人一人の良さを認め、仲間を大切にするように働きかける。また、「困った」「助けて」と言える雰囲気と、それらを受け止めることができる環境を築く。

④ 情報モラル教育の実践

インターネットに関する問題が発生した際には、緊急かつ広い範囲での対応が求められる。そのため校内

だけでの対応では不十分であるので、関係諸機関との協力を求める。専門的なアドバイスを受けつつ、多角的な視点から状況把握し、的確な対応ができるよう準備をしていく。

情報モラル教育講演会等を通じて生徒への啓発を図るだけでなく、各教科等の授業や生徒会でも取り扱い、情報を扱う上での基本的なモラルや、ルールづくりなどを生徒が主体的に考え、行動できるようにする。また、GIGA スクール構想により一人一台端末が活用されている。使用については使用方法を明確にし、学習活動での活用をしていく。

P T A 研修や広報活動等を通して保護者においてもこれらについての理解を求めていく。学校、保護者、地域と連携し、未然防止に努める。

2. いじめの早期発見・早期対応の在り方

(1) 基本的な考え方

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。また、未然防止の観点から、自己理解や他者理解を促進していく。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

① 多様な相談機会の設定

学期ごとに行うアンケートや教育相談、市が実施している定期的な「いじめアンケート」や「心の相談箱」を活用し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気醸成する。

② 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に気を配る。教職員と生徒の間で日常行われている生活ノート等を活用して悩みや交友関係を把握、個人面談や家庭訪問の機会を活用して情報を収集して、多面的に生徒をとらえる。

③ 地域や家庭との連携

日頃から地域や家庭に対していじめ問題の重要性を周知するとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校・P T A・地域の関係団体等が集まる場においていじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

④ いじめを受けた側に立ったすばやい対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を即座にとめる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の不安の解消に努め安全を確保する。

⑤ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、本校の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は本委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどしながら、いじめの事実が確認できていなくても、校長が責任を持って教育委員会に報告する。また、事実確認の結果は被害・加害それぞれの生徒の保護者に連絡する。

いじめを受けた生徒またはその保護者への支援、いじめた生徒への指導またはその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけを的確に行い、いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れそれぞれに必要な支援を行う。

⑥ インターネットを通して行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求め、速やかに削除を求めたり等必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて警察、法務局の協力を求める。なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに駐在所に通報し、適切に援助を求める。短時間で情報は回るので、通報等躊躇せず管理職のリーダーシップのもと素早く対応する。

⑦ 重大事態への対応

国の基本方針に基づき重大事態と判断した時には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の指示のもと、調査委員会を設置し調査を行う。その際、いじめられている生徒を守るために関係機関との連携を図る。(必要に応じ、警察に相談して対処する。)

3. 校内体制の確立

(1) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については生徒の個人情報の取り扱いに考慮しながら、教職員が共有できるようにする。

4. 校内研修の充実

(1) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、また教職員の異動によって教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年度当初に「桜江中学校いじめ防止基本方針」の確認を行うとともに、年に1回以上いじめを中心とする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(2) 各種資料の活用

島根県教育委員会や文部科学省国立教育政策研究所等が作成した資料を積極的に活用して研修を行う。

5.「桜江中学校いじめ防止基本方針」の評価

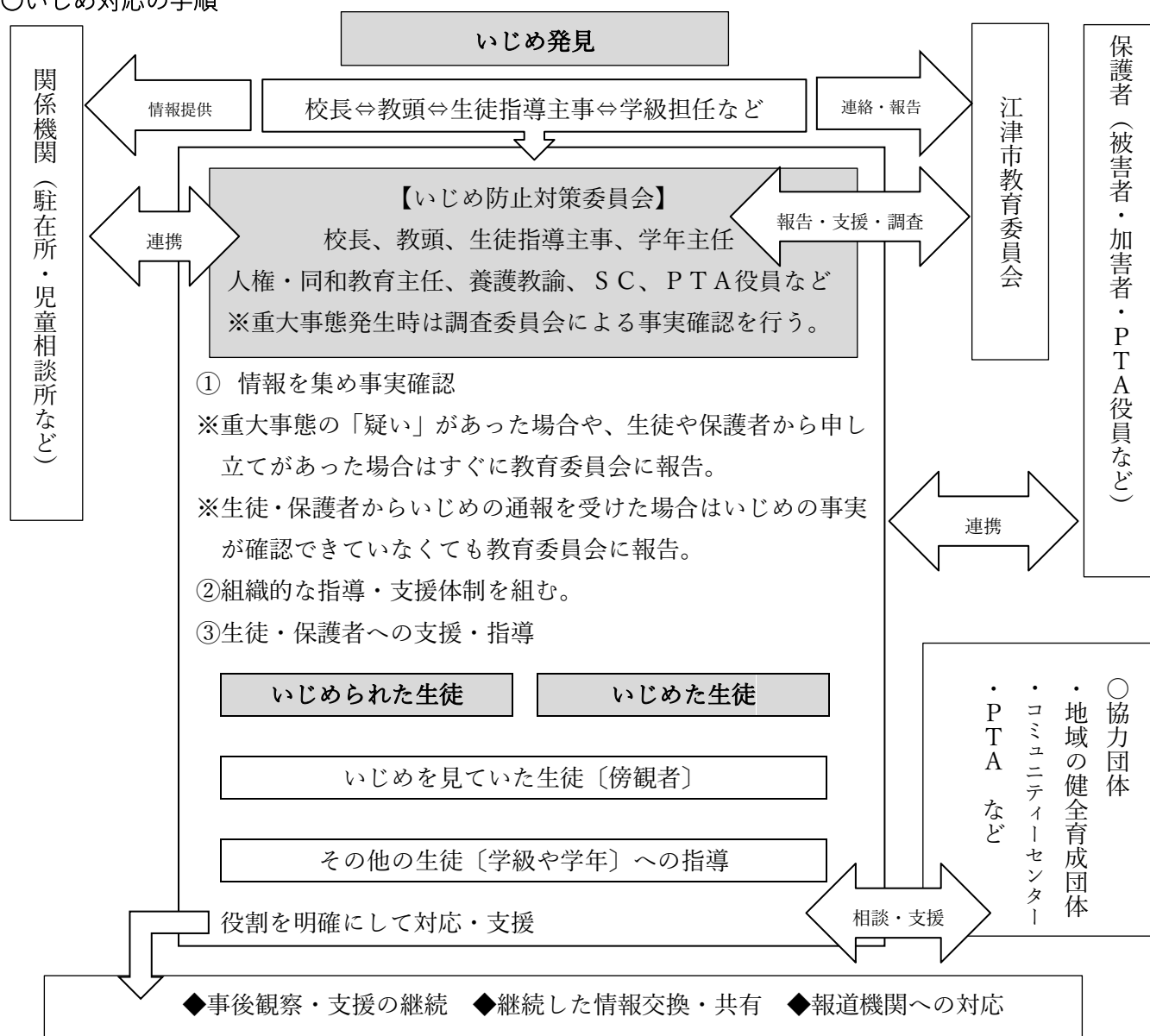
(1) P D C Aサイクルによる見直し

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づいて設置した「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校の実情に即して正しく機能しているかP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 学校評価での評価

学校評価においては年度毎の取組について、生徒・保護者からのアンケート調査と教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。また、その際にはいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃の組織的な取組や迅速な対応等が評価されるようにする。

○いじめ対応の手順



○年間の取組計画予定

- 5 月 「桜江中学校いじめ防止基本方針」の周知と対応の確認
- 6 月 第1回Q－Uテストの実施
教育相談の実施。第1回人権アンケートの実施（市事業）、保護者への周知
- 7 月 学校評価（「桜江中学校いじめ防止基本方針」の評価）
- 8 月 Q－Uテストの分析、校内研修、具体的な方針
- 9 月 いじめについての校内研修
- 10 月 第2回Q－Uテストの実施
- 11 月 教育相談の実施
- 12 月 Q－Uテストの分析、取り組みの振り返りと見直し
- 1 月 第2回人権アンケートの実施（市事業）
- 2 月 教育相談の実施。学校評価の実施（「桜江中学校いじめ防止基本方針」の振り返り、改善）
- 3 月 次年度の取組案の作成（「桜江中学校いじめ防止基本方針」の見直し）